

「業務用封筒印刷契約」にかかる入札説明書

- 1 件名 業務用封筒印刷契約
- 2 仕様 別添「仕様書」のとおり。
- 3 入札等

入札書は、電子調達システム（以下「電子調達」という。）により提出すること。ただし、紙により入札の参加を希望する場合は、別添「電子調達案件の紙入札方式での参加について」及び「紙入札業者登録票」を平成30年5月31日（木）午後3時までに、山口労働局総務部総務課会計第一係に提出（郵送の場合は、書留郵便に限る。）すること。

なお、次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

また、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団に該当しない旨の「誓約書」を提出すること。

（1）電子調達により入札を行う場合

イ 参加申し込み

平成30年5月31日（木）午後3時までに電子調達による入札参加申込を完了し、入札書提出までに支出負担行為担当官山口労働局総務部長の了承を得ておくこと。（別添「電子調達参加申込書」、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し、「保険料納付に係る申立書」、「誓約書」及び「自己申告書」（いずれもPDF形式）を証明書等の添付書類として電子調達システムにより提出すること。）

ロ 入札書の提出期限

平成30年6月1日（金）正午

ハ 入札書等の提出

電子調達に到達するよう提出すること。なお、電子調達により応札する場合は、通信状況により提出期限内に電子調達に入札書が到達しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

（2）紙により入札を行う場合

イ 参加申し込み

平成30年5月31日（木）午後3時までに「電子調達案件の紙入札方式での参加について」、「紙入札業者登録票」、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し、「保険料納付に係る申立書」、「誓約書」及び「自己申告書」を提出し、入札書提出までに支出負担行為担当官山口労働局総務部長の了承を得ておくこと。

ロ 入札書の受領期限

平成30年6月1日（金）正午

ハ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館6階

ニ 入札書等の提出

入札書を直接提出（持参）する場合は、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び宛名（支出負担行為担当官山口労働局総務部長あて）を記入のうえ、「6月1日開札「業務用封筒印刷契約」の入札書在中」と朱書すること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「6月1日開札「業務用封筒印刷契約」の入札書在中」の旨朱書表示し、中封筒の封皮には直接提出（持参）の場合と同様に氏名、宛名、件名等を記入し、送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（3）代理人による入札

イ 代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合は、最初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子調達においては、複数の代理人による応札は認めない。

ロ 代理人が紙により入札する場合は、開札までに別添「委任状」を提出すること。

ハ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理を兼ねることはできない。

4 入札の中止

競争に参加し及びこれに関連する者が共謀結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき、また、入札条件の変更その他必要と認めるときは入札を中止する。

5 開札

（1）開札の日時及び場所

平成30年6月1日（金）午後1時30分

山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館6階

（2）電子調達による入札の場合

電子調達により入札書を提出した場合は、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

（3）紙による入札の場合

イ 開札は、予算決算及び会計令第81条の規定に基づき「入札事務に関係のない職員」を立ち会わせるので、必ずしも入札者又はその代理人の立会いを要さないが、別添「開札同意書」を入札書提出時に併せて提出しておくこと。また、下記5（4）の再度入札となる場合、再入札時間等の指示を行うので、開札時間以降において、入札者又は代理人は、当局と速やかに連絡が取れるとともに、再入札書の提出ができる体制を確保しておくこと。

ロ 開札立会いの場合、入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ハ 開札立会いの場合、入札者又はその代理人は、開札場に入場するときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し、又は提出しなければならない。

ニ 開札立会いの場合、入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは退場できない。

(4) 再度入札の取扱い

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定のうえ、再度の入札を行う。

また、この場合において、予定価格の制限に達した入札がないときは、さらに同日中に時間設定のうえ、再度の入札を行う。

6 入札の辞退

入札を辞退するときは、入札執行前までに別添「入札辞退届」を上記3(4)ハに提出(郵送の場合は、入札日の前日までに到達するものに限る。)すること。

7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

契約締結後に違反が認められた場合は、契約の解除及び違約金を請求することがある。

8 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないとき、電子入札によるとき、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が代わってくじを引き落札者を決定する。

(3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及びシステムの開札結果の通知書により通知する。

なお、落札者は速やかに当該入札書にかかる内訳書(様式は任意)を提出すること。

9 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

◎不明な点については、右記URLのFAQ参照 <https://www.geps.go.jp/faq/all>

◎上記で解決しない場合

ヘルプデスク 0570-014-889(ナビダイヤル) / 017-731-3177 (IP電話等を利用の場合)

◎ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別紙「一般競争入札心得書」を熟読し遵守すること。

一般競争入札心得書

山口労働局

(趣旨)

第1条 一般競争入札により当局との間において印刷物の製造等の請負契約をしようとするときは、会計法その他関係法令及びこの心得書によるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提出しなければならない。ただし、入札保証金の全部または一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札等)

第3条 入札参加者は、仕様書その他の添付書類等を熟覧の上、入札説明書により定められた日時、場所において入札書により入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- 3 入札参加者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- 4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議、協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
- 5 入札参加者は、落札者が契約を締結することを妨げてはならない。

(入札参加者の資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者、契約者又はその代理人となることはできない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産の手續開始決定を受け復権しない者

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札に関して不正行為を行ったと認められる入札
- (3) 委任状を提出していない代理人がした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱若しくは不明な入札
- (6) 入札事項を表示せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 同一人にして、2以上の入札をした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 落札決定に当たっては、入札に記載された金額に消費税相当額を加算した額を落札金額とするので、入札者は消費税相当額を除く見積金額を入札書に記載すること。

- 2 入札者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と定め、この者と契約を締結する。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定める。

(再度入札)

第7条 開札した場合において、前条に規定する落札者がいないときには、直ちに再度入札を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は入札に参加することはできない。

(1) 第5条第1号から第4号までの規定により無効とされた入札

(2) 第5条第5号から第9号までの規定により無効とされた入札で、再度入札に参加させることが不相当と認められる入札

2 再度の入札を行っても、前条に規定する落札者がいないときには、さらに再度入札を行うこととする。なお、この場合においても前条に規定する落札者がいないときには、あらためて入札を実施するか又は最低価格の入札者と予定価格の制限の範囲内で随意契約するかについては当局において判断する。

(契約書の提出)

第8条 落札者は、落札決定の日から当局の指定する日までに契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。当該期間に契約書を提出しないときには、その権利を失うとともに、第2条に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保は当局に帰属する。

(契約保証金)

第9条 落札者は、契約書と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(異議の申し立て)

第10条 入札をした者は入札後、この心得書、仕様書、図面及びその他の添付書類等についての不明又は錯誤等を理由に異議申し立てすることはできない。

(その他)

第11条 この心得書に記載のない事項については、すべて当局係員の指示によるものとする。

付記事項

1 開札立会いについて

紙入札による場合、開札同意書を提出していただくことにより、開札会場への立会いの必要はありません。（予算決算及び会計令第81条の規定に基づき、開札事務に関係のない当局職員が立ち会います。）

なお、開札に立ち会う場合、電子調達システムによる入札者がある案件の開札は、電子調達システムへの紙入札業者登録等に時間を要することから、開札結果の公表（通知）まで30分から1時間程度（入札参加者数により所要時間が変動します）開札会場にてお待ちいただくこととなりますので、予めご了解ください。また、開札会場からの中途退場及び開札会場における携帯電話等での外部との連絡は原則禁止としますので併せてご了解ください。

2 入札書の提出

電子調達による場合、平成30年5月31日（木）午後3時以降において、当局から資格審査結果通知を行うので、当該通知書を待って、平成30年6月1日（金）正午までに入札書を提出してください。

紙入札による場合は、平成30年6月1日（金）正午の入札書受領期限は厳守するとともに、平成30年5月31日（木）以降に入札書を当局が受領するよう配慮してください。（特に郵送の場合、過剰に早く提出されることのないようにお願いします。）

3 再入札について

再入札となる場合は、原則同日中に時間等を指定の上、再度の入札を行います。特に紙入札による場合で、かつ、開札に立ち会わない場合は、当局と速やかに連絡が取れるとともに、再入札書の提出ができる体制を確保しておいてください。（再入札の時間等の指定通知後から「1時間から1時間30分後」を目処に再入札の指定時刻とすることを考えています。）

4 落札決定の通知について

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭及びシステムの開札結果の通知書により通知します。

なお、落札決定通知後、希望する入札者には、別添「入札結果通知書」をFAX送信いたします。